

【平成25年2月19日 全国市議会議長会法制担当鈴木氏に確認】

①お尋ねの条文については、「議会が～求めるものとする。」となっているので、実際の運用が立候補制に非常に近づくため否定的な見解を持っている。

地方自治法第118条で立候補制を準用していないのは、それをすることはできないと理解すべきであろう。(書いてないからできるという立場はとれない。)

休憩中に議場で立候補者の所信表明を行っている議会もあるようだが、傍聴者から見れば候補者を限って選挙しているように見えるので誤解を招きかねない。まして本会議中に行っていれば長による違法再議の対象にもなると考える。(被選挙権を有する者を候補者に限定しているため。)

運用において議会内の申し合わせ等とし、任意の全員協議会や審査会等で所信表明を行うことも考えられるが、本来の正式な議会活動の場は、本会議、各委員会、会議規則に位置付けた協議の場の3つであり、条例で「議会が～求めるものとする。」と規定しておきながら、正式の場で求めることができないのでは、条例の解釈を求められた場合に困るのではないか。法的な面からのリスクは避けた方がよいと考える。

②について、立候補制を条例に規定している議会もあるとも聞いているが、どのように考えて規定、実施しているのかわからない。地方自治法に公職選挙法の立候補の規定を準用していないため、できないと考えている。地方自治法に立候補制を禁じる明文の規定はなく、行政実例が総務省から示されるか、判例でもない、どこからが違法かという判断については難しいと思う。

地方自治法（投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議）

第118条 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会に

おいて行う選挙については、公職選挙法第46条第1項及び第4項(投票の記載事項及び投函)、第47条(点字投票)、第48条(代理投票)、第68条第1項(開票)並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第95条(当選人)の規定を準用する。(以下及び2～6項略)

公職選挙法 第9章公職の候補者 第86条～第94条

FAX 送信票

宛名 **全国市議会議長会御中 法制ご担当者様**あて

この送信票を1枚送信しました。明日電話連絡いたします。

いつもお世話になっております。議会における選挙について照会させていただきます。

本市議会では正副議長選挙について、現行制度では立候補制を採用していないので法的には実施できない。全員協議会等で行うことが考えられるという見地から、代表者会の決定により全員協議会で所信表明の機会を持っています

そのような中で、議会基本条例案を検討中であり、正副議長について、次のような条文案が議員から出ております。

(議長の活動原則)

第〇条 議長は、議会を代表し、公正な職務の執行に努めるとともに、民主的かつ活発な議論が行われるよう議会を運営するものとする。

2 議会は、議長の選出に当たり所信の表明を求めるものとする。

3 前2項の規定は、副議長においても同様とする。

① 議会事務局では、法的に立候補制をとれない以上、本会議場で所信表明を行うなど、立候補制であるかのような運用は避けるべきと考えています。上記のように議会基本条例に規定すれば、所信表明は正式な位置づけとなり、条例を運用していく中で、本会議中に所信表明を行うことや市民から公開を求められることなど、立候補制の運用に近くなってしまうことを想定しており、第2項、第3項は削除すべきと考えていますが、いかがでしょうか。

② その一方で、公職選挙法の立候補に関する規定の準用がないことから、書いていないならば制度化できる旨の見解を主張する大学教授などもおられます。議会基本条例で立候補制を保障したり、立候補の要件を定める議会も見受けられますが、どのように解釈すればよいのでしょうか。地方自治法には罰則規定がない以上、不利益を受けた議員から訴訟を起こされること等がない限り、違法・適法の判断はできないのでしょうか。

送信日 平成25年2月18日(月)
送信者 大和市議会事務局 小日山(こびやま)
電話 046(260)5503
FAX 046(262)2421